

年金を受け取る権利が発生した日と、ハローワークで求職の申込みをした日が、共に平成25年10月1日より前の場合などに、お近くの年金事務所にご提出いただく書類です。

◆65歳になるまでの年金^{※1}（以下、「年金」といいます。）は、雇用保険の給付を受けられるときは、全額または一部が支給停止されます。

※1 特別支給の老齢厚生年金・繰上げ支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）・特別支給の退職共済年金

退職された方（失業給付^{※2}との調整）

ハローワークで求職の申込みをすると、実際に失業給付を受けたかどうかには関係なく、求職の申込みをした月の翌月から受給が終了するまでのあいだ、加給年金額も含めて年金の全額が支給停止されます。

※2 失業給付…雇用保険法の基本手当、船員保険法の失業保険金

厚生年金保険に加入中の方（高年齢雇用継続給付^{※3}との調整）

雇用保険の高年齢雇用継続給付を受けられる月については、在職による年金の停止だけでなく、さらに年金の一部が支給停止されます。

※3 高年齢雇用継続給付…雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金

船員保険法の高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金

◆お客様の手続きは、次の1から3のいずれかの場合によって異なります。

※ 年金請求時には「雇用保険被保険者番号」の届出が必要です。（3の場合を除きます）

1. 年金を受け取る権利が発生した日と、求職の申込みをした日または高年齢継続雇用給付を受けられるようになった日が、共に平成25年10月1日より前の場合

裏面の「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」を年金事務所に提出してください。

求職の申込みをしたり、高年齢雇用継続給付を受けるようになると、年金のお支払いは自動的に保留されますが、この届出に基づき年金のお支払いの停止と再開が正しく行われます。

なお、この届出をされなかった場合は、年金のお支払いが保留されたままとなり、雇用保険の給付が終了しても年金のお支払いが再開されませんのでご注意ください。

2. 平成25年10月1日以降に、次の①か②のいずれかに該当された場合

① 年金を受け取る権利が発生した。

② ハローワークで求職の申込みをした。

③ 厚生年金保険に加入している方が、高年齢雇用継続給付を受けるようになった。

日本年金機構で雇用保険の給付情報が確認できた場合は、年金のお支払いの停止と再開が自動的に行われますので、お客様からの届出は必要ありません。なお、年金のお支払い再開までには、支払日の関係などから3カ月程度かかりますので、あらかじめご承知おきください。

3. 年金請求時に、雇用保険被保険者番号をお持ちでなかった場合

年金を受けようになった後に初めて雇用保険に加入し、その後に求職の申込みをしたときや、高年齢雇用継続給付を受けられるようになったときなどは、そのときに雇用保険被保険者番号の届出が必要です。

裏面の「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」を年金事務所に提出してください。



裏面が「支給停止事由該当届」になっています。